

工事請負契約の変更理由等 (契約金額の変更を伴うもの)

(発注担当課：下水道施設課)

1 工事名：30-2 公共（大谷本郷）汚水管渠築造工事

2 工事場所：上尾市大字大谷本郷地内

3 工種：土木一式工事
(建設業法上の28分類)

4 変更契約内容

	変更前	変更後
工期	平成 30年 11月 1日から 平成 31年 2月 15日まで	平成 30年 11月 1日から 平成 31年 3月 15日まで
契約金額 (税込)	9,439,200円	8,699,400円
工事概要	工事延長 114.4m 管渠布設工（リブ付硬質塩化ビニル管 φ200mm） 107.9m 組立1号マンホール設置工 6箇所 取付管工 31箇所 アルミ矢板土留 2.5m 10.5m 付帯工 1式	工事延長 113.8m 管渠布設工（リブ付硬質塩化ビニル管 φ200mm） 108.2m 組立1号マンホール設置工 5箇所 取付管工 28箇所 アルミ矢板土留 2.5m 2.8m 付帯工 1式

5 変更理由

本工事において、下記事項について数量の増減が生じるため、変更します。

- ① 試掘の結果、No.3220-3～No.3220-4 及び No.3224-1～No.S3223-2-1 間において他企業埋設管（水道管）が深い位置に埋設されていたため、計画汚水管の埋設深さを浅く布設することが可能であり、土留延長が減少します。また、No.3220-3 の人孔の種類を変更（1号 MH→塩ビ MH）、No.3224-1 の人孔（塩ビ MH）を廃止するものです。
- ② 地権者が他路線からの取出し接続を希望したことから、3箇所減少します。
- ③ 同一路線上で競合する他工事との迂回路確保のため、工期を延伸するものです。

【工期】当初：平成 30 年 11 月 1 日～平成 31 年 2 月 15 日
変更：平成 30 年 11 月 1 日～平成 31 年 3 月 15 日

注) 本様式は、全ての変更契約の起案書に添付すること。なお、契約金額が 250 万円を超える工事で契約金額の変更を伴うものについては、法に基づき公表するので、このファイルを契約検査課に提出すること。